

セリタのホームヘルプサービス川中島 利用料金表

1. 基本料金

厚生労働大臣の定める基準、介護予防訪問介護相当サービスについては長野市が定める基準による。※1 単位=10.21 円（長野市は地域区分 7 級地に該当）での計算で介護保険負担割合証の記載に基づいた負担割合額が利用者様負担となります。

2. 訪問介護

①基本サービス費

一回当たりの基本料金	算定項目	時間数	単位数	
	身体介護		20分未満	165単位
			20分以上30分未満	248単位
			30分以上60分未満	394単位
			60分以上90分未満	575単位
			90分以上は30分毎に	83単位
	生活援助		20分以上45分未満	181単位
			45分以上	223単位
		身体介護に引き続いて行う場合、所要時間20分から起算して25分毎	66単位	

②加算

加算	初回加算	1月につき	200単位
	緊急時訪問介護加算	1回につき	100単位
	2人派遣加算	1回につき	該当する金額の100%に相当する金額
	早朝・夜間加算	1回につき	該当する金額の25%に相当する金額
	特定事業所加算（Ⅱ）	1回につき	該当する金額の10%に相当する金額

3. 介護予防・日常生活支援総合事業介護予防訪問介護相当サービス

①基本サービス費

訪問型独自サービス	介護認定区分	単位数
(Ⅰ) 週1回程度	要支援1・2の方・事業対象者	1, 168単位
(Ⅱ) 週2回程度	要支援1・2の方・事業対象者	2, 335単位
(Ⅲ) 週2回以上	要支援2の方	3, 704単位

4. 共通事項

- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・ご利用単位数の13.7%
- ・ 通常の実施地域外の交通費
 - ① 事業所の実施地域を超える地点から、片道1キロメートル未満 100円
 - ② 事業所の実施地域を超える地点から、片道1キロメートル以上 200円

平成30年8月1日現在